

平成 27 年 11 月 11 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市職労の不法占拠とデモに関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のおり質問する。

1 件名

鎌倉市職員労働組合の不法占拠とデモ

2 質問の要旨

1. 添付のようなチラシを入手した。この鎌倉市職員労働組合の事務所不法占拠に係る動向として、市として把握しているか。感想は如何か。
2. 不法＝違法という認識を市は示した。あろうことか労組を名乗る職員団体は事務所と称するスペースを占拠して、市の子育てに係る計画を妨害している。にもかかわらず、一連の鎌倉市の動きを労組は「市民攻撃」と愚かな妄言を吐いているが、そもそも組合事務所不法占拠こそ一般職員たる芳賀らが行うことは公務員としてあるまじき行為ではないか。
3. 芳賀ら一般職員の行動により、鎌倉市の信頼は失墜していないか。市長の率直な感覚で答弁せよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 11 月 12 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を行う為。答弁を諸公的機関に提供する為。)